

第 1 期事業年度
事業報告

自 令和 4 年 10 月 28 日
至 令和 5 年 3 月 31 日

株式会社脱炭素化支援機構

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

深刻化する気候変動問題の解決に向けて、パリ協定等の国際枠組みを踏まえて、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルに向けた動きが加速しています。

カーボンニュートラルを実現するためには、産業構造や経済社会の大転換が待ったなしであります。他方で、グローバルな資源エネルギーを巡る様々な動きや、国内でも人口減少や地域社会の疲弊、それらも原因の一つと考えられる経済成長の鈍化など、多くの社会経済上の課題が深刻になっています。そうした中、カーボンニュートラルへ向かう道も、単に物理的な温室効果ガスの削減や吸収を目的とするのではなく、そのような機会を捉えて、むしろ、社会経済上の新たな価値を創造し、経済成長を図っていく必要があります。

当社は、こうした認識の下に、令和4年7月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正法」に基づき、温室効果ガスの排出の量の削減等を行う事業活動等に対し、資金供給その他の支援を行うことにより、地球温暖化の防止と我が国の経済社会の発展の統合的な推進を図りつつ脱炭素社会の実現に寄与することを目的として、令和4年10月28日の創立総会及び設立登記を経て、同日付で設立いたしました。

設立後、当社は直ちに上記の目的を達成するために、社内基盤の整備を進め、12月1日には、従前、エネルギー対策特別会計を財源として、地域の脱炭素化プロジェクトに対して資金供給（地域脱炭素投資促進ファンド事業）を実施していた一般社団法人グリーンファイナンス推進機構の職員の転籍及び各方面からの必要な人財の登用並びに基本的な社内規程の整備等を進めつつ、実質的な業務を開始しました。その後、投資規程など業務の根幹となる事項の整備を進め、今期末までには業務遂行に必要な社内基盤の整備は概ね完了し、従業員数は21人（令和5年3月31日現在）となっております。また、脱炭素社会の実現に向けて、多様なバックグラウンドを有する当社の人財が一つの目的の下に力を結集できるよう、月1回の取締役会・脱炭素化委員会に加えて、役員の見解交換を進めるとともに、社内での活発な議論の実施に努めてまいりました。

同時に、当社では、業務開始直後から、積極的に案件の相談を受け付け、多様なソースからの案件の相談に応じてまいりました。この結果、令和4年度中に支援決定し、公表した案件は3件となっています。この他にも、支援決定後、支援対象事業者と調整中であり令和4年度中の公表に至らなかった支援決定案件があります。

このような設立初年度における活動の結果、当期の業績は、経常損失2億4百万円、当期純損失2億5百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期の設備投資につきましては、事務所開設及び事務所移転を行ったこと等に伴い、建物付属設備、工具器具備品及びリース資産等の整備を行いました。その結果、当期の設備投資額は、約1億80百万円となっております。

(3) 資金調達の状況

当社は、政府からの102億円の出資のほか、当社の趣旨に賛同いただいた金融機関、事業会社から102億円の出資を受け、計204億円の出資金をもって設立されました。

(4) 対処すべき課題

国内外の脱炭素ビジネス・投資、関連する政府・地方行政による政策は、目まぐるしく変化・進展しており、そうした中で、資金・情報・人財等の確保が共通の課題となっています。脱炭素に向かう新しいビジネスや投資に対して、必要となる資金を確保し、事業遂行上の課題や制約への対応も含めた様々な情報、知見、ノウハウを共有するとともに、ビジネスや投資の担い手となる人財を育成・確保していくことも急務であり、当社は、こうした諸課題を解決するための資金供給、情報の共有・発信、人財育成に努めてまいります。

具体的には、当面、株主を中心とする多様なステークホルダーと連携協力しつつ、地域から全国レベルに至るインフラプロジェクトへのメザニンファイナンス、スタートアップ投資、VCファンドへのLP出資など多種多様な資金形態に対して、また、エネルギー・ものづくり・資源循環などの多種多様な事業領域に対して、積極的かつ幅広く資金供給を行い、投融資実績を積み上げていきます。

また、温室効果ガスや社会経済上のインパクトの特定・事前評価・継続的評価を通じて、事業者による価値創造を促しつつ、評価のノウハウを取りまとめ、ステークホルダーをはじめ広く社会に還元するとともに、株主等からの出向派遣を含め、多様な人財の確保に努め、このようなインパクト評価を実践できる人財を育成してまいります。

加えて、投融資活動の成果も活かしつつ、株主、事業者などの幅広いステークホルダーに対して、個別・コミュニティ経由でネットワーキングし、技術や資金、担い手などをつなげて、新しい取組みを生み出していきます。

このような投融資活動等の実効性を高め、中長期の経営基盤を整えるために、ガバナンス、事業プロセス管理、人的体制を、引き続き、計画的に整備してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 1 期		摘 要
	〔 自 令和4年10月28日 至 令和5年3月31日 〕		
経 常 損 失	204,749		
当 期 純 損 失	205,879		
1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (円)	504		
総 資 産	20,296,909		
純 資 産	20,194,120		
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	49,495		

(注) 金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社の主な事業は次のとおりとなっております。

- ① 当社が支援決定を行った対象事業者に対する出資
- ② 当社が支援決定を行った対象事業者に対する基金の拠出
- ③ 当社が支援決定を行った対象事業者に対する資金の貸付け
- ④ 当社が支援決定を行った対象事業者が発行する有価証券及び対象事業者が保有する有価証券の取得
- ⑤ 当社が支援決定を行った対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得
- ⑥ 当社が支援決定を行った対象事業者の発行する社債及び資金の借入りに係る債務の保証
- ⑦ 当社が支援決定を行った対象事業者のためにする有価証券の募集又は私募
- ⑧ 対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する技術者その他の専門家の派遣
- ⑨ 対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する助言
- ⑩ 対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する知的財産権の移転、設定若

しくは許諾又は営業秘密の開示

- ⑪ ⑩に掲げる業務のために必要な知的財産権の取得をし、若しくは移転、設定若しくは許諾を受け、又は営業秘密の開示を受けること
- ⑫ 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券の譲渡その他の処分
- ⑬ 債権の管理及び譲渡その他の処分
- ⑭ ①～⑬に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査
- ⑮ 対象事業活動を推進するために必要な調査及び情報の提供
- ⑯ ①～⑮に掲げる業務に附帯する業務
- ⑰ ①～⑯に掲げる業務のほか、当社設立の目的を達成するために必要な業務

(8) 主要な営業所

- ① 本社

東京都港区虎ノ門一丁目 21 番 19 号

- ② 主要な子会社の事務所

会社名	所在地
一般社団法人グリーンファイナンス推進機構	東京都港区

(9) 従業員の状況 (令和 5 年 3 月 31 日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
21 名 (7 名)	—	47.9 歳	0.3 年

(注) 従業員数は就業人員であり、パート、嘱託、契約社員は () 内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) 会社の現況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (令和 5 年 3 月 31 日現在)

(1) 発行可能株式総数 4,000,000 株

(2) 発行済株式の総数 408,000 株

(3) 株主数 83名

(4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持ち株数	出資比率
財務大臣	204,000株	50.00%
株式会社日本政策投資銀行	20,000株	4.90%
株式会社みずほ銀行	10,000株	2.45%
株式会社三井住友銀行	10,000株	2.45%
株式会社三菱UFJ銀行	10,000株	2.45%
三井住友信託銀行株式会社	10,000株	2.45%
信金中央金庫	10,000株	2.45%
スズキ株式会社	6,000株	1.47%
農林中央金庫	6,000株	1.47%
JFEエンジニアリング株式会社	2,000株	0.49%
KDDI株式会社	2,000株	0.49%
大阪瓦斯株式会社	2,000株	0.49%
株式会社あおぞら銀行	2,000株	0.49%
株式会社きらぼし銀行	2,000株	0.49%
株式会社セブン&アイ・ホールディングス	2,000株	0.49%
株式会社ゆうちょ銀行	2,000株	0.49%
株式会社横浜銀行	2,000株	0.49%
株式会社愛媛銀行	2,000株	0.49%
株式会社岩手銀行	2,000株	0.49%
株式会社宮崎太陽銀行	2,000株	0.49%
株式会社群馬銀行	2,000株	0.49%
株式会社山梨中央銀行	2,000株	0.49%
株式会社滋賀銀行	2,000株	0.49%
株式会社秋田銀行	2,000株	0.49%
株式会社常陽銀行	2,000株	0.49%
株式会社神戸製鋼所	2,000株	0.49%
株式会社西日本シティ銀行	2,000株	0.49%
株式会社静岡銀行	2,000株	0.49%
株式会社千葉銀行	2,000株	0.49%

株式会社荘内銀行	2,000 株	0.49%
株式会社足利銀行	2,000 株	0.49%
株式会社大分銀行	2,000 株	0.49%
株式会社第四北越銀行	2,000 株	0.49%
株式会社中国銀行	2,000 株	0.49%
株式会社東邦銀行	2,000 株	0.49%
株式会社栃木銀行	2,000 株	0.49%
株式会社武蔵野銀行	2,000 株	0.49%
株式会社福岡銀行	2,000 株	0.49%
株式会社北都銀行	2,000 株	0.49%
株式会社北洋銀行	2,000 株	0.49%
五洋建設株式会社	2,000 株	0.49%
北海道瓦斯株式会社	2,000 株	0.49%
株式会社クボタ	2,000 株	0.49%
株式会社八十二銀行	2,000 株	0.49%
株式会社肥後銀行	2,000 株	0.49%
株式会社北海道銀行	2,000 株	0.49%
株式会社北陸銀行	2,000 株	0.49%
関西電力株式会社	2,000 株	0.49%
戸田建設株式会社	2,000 株	0.49%
住友林業株式会社	2,000 株	0.49%
西松建設株式会社	2,000 株	0.49%
積水化学工業株式会社	2,000 株	0.49%
中部電力株式会社	2,000 株	0.49%
東日本旅客鉄道株式会社	2,000 株	0.49%
日本電信電話株式会社	2,000 株	0.49%
日立造船株式会社	2,000 株	0.49%
野村ホールディングス株式会社	2,000 株	0.49%

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（令和5年3月31日現在）

（1）取締役、監査役の氏名等

会社における地位	氏名	重要な兼業の状況
代表取締役社長	田吉 禎彦	一般社団法人グリーンファイナンス推進機構 非常勤理事
取締役	上田 嘉紀	東京大学公共政策大学院科学技術と公共政策研究ユニット 客員研究員 CIC Tokyo 環境エネルギーイノベーションコミュニティ アドバイザリーボード
取締役	永島 徹也	
取締役	新井 良亮	株式会社埼玉りそな銀行 社外取締役 公益社団法人日本鉄道広告協会 会長 株式会社ルミネ 顧問
取締役	大内 智重子	公益社団法人女子プロサッカーリーグ 理事
取締役	小関 珠音	株式会社ジャパンディスプレイ 社外取締役 大阪公立大学大学院都市経営研究科 准教授 一般社団法人ソーシャル事業者認証機構 おおさか 理事
取締役	武藤 めぐみ	独立行政法人国際協力機構 上級審議役
監査役	野口 真有美	野口公認会計士事務所 所長 株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ 社外監査役 日本フェンオール株式会社 社外取締役 独立行政法人国立公文書館 監事 公益社団法人日本広報協会 監事 公益財団法人日仏会館 監事

- (注) 1. 取締役のうち、新井良亮、大内智重子、小関珠音及び武藤めぐみは、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、監査役は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 当社は執行役員制度を導入しており、令和5年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名
専務執行役員	上田 嘉紀
常務執行役員	永島 徹也
執行役員	小原 一祥
執行役員	豊田 和宏
執行役員	柿田 浩之

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の額	摘要
取締役 (うち社外取締役)	7名 (4名)	32,152千円 (9,403千円)	
監査役(社外)	1名	2,137千円	
計	8名	34,289千円	

(注) 金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社の関係
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況(脱炭素化委員会における活動を含む。)

区分	氏名	主な活動状況
取締役 兼 脱炭素化委員会委員 (委員長)	新井 良亮	当事業年度開催の取締役会9回のうち、書面開催2回を除く7回全て、脱炭素化委員会6回全てに出席。企業経営・ビジネスに関わる高度な見識と豊富な経験を活かし、客観的かつ長期的視点から当社のステークホルダーの利益に資するための発言を適宜行っております。特に、経営戦略やリスクマネジメントに関し、専門的立場から監督、助言を行い、適正妥当な意思決定を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 兼 脱炭素化委員会委員	大内 智重子	当事業年度開催の取締役会9回のうち、書面開催2回を除く7回全て、脱炭素化委員会6回全てに出席。企業経営・ビジネスに関わる

		<p>高度な見識と豊富な経験を活かし、客観的かつ長期的視点から当社のステークホルダーの利益に資するための発言を適宜行っております。特に、ブランディング・マーケティング・情報発信に関し、専門的立場から監督、助言を行い、適正妥当な意思決定を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
<p>取締役 兼 脱炭素化委員会委員</p>	<p>小関 珠音</p>	<p>当事業年度開催の取締役会9回のうち、書面開催2回を除く7回全て、脱炭素化委員会6回全てに出席。企業経営・ビジネスに関わる高度な見識と豊富な経験を活かし、客観的かつ長期的視点から当社のステークホルダーの利益に資するための発言を適宜行っております。特に、ベンチャー投資や地域ビジネスの支援に関し、専門的立場から監督、助言を行い、適正妥当な意思決定を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
<p>取締役 兼 脱炭素化委員会委員</p>	<p>武藤 めぐみ</p>	<p>当事業年度開催の取締役会9回のうち、書面開催2回を除く7回全て、脱炭素化委員会6回全てに出席。企業経営・ビジネスに関わる高度な見識と豊富な経験を活かし、客観的かつ長期的視点から当社のステークホルダーの利益に資するための発言を適宜行っております。特に、国際的な ESG ファイナンス等の動向に関し、専門的立場から監督、助言を行い、適正妥当な意思決定を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
<p>監査役</p>	<p>野口 真有美</p>	<p>当事業年度開催の取締役会9回のうち、書面開催2回を除く7回全て、脱炭素化委員会6回全てに出席。公認会計士としての専門的な見地から、当社のコーポレートガバナンスに資するための発言を適宜行っております。特に、財務・会計に関し、専門的立場から当社経営に対する実効性の高い監督を行い、適切な役割を果たしております。</p>

(注) 当社は「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき設立された株式会社であり、同法第 36 条の 17 条により、対象事業活動支援の対象となる者及び当該対象事業活動支援の内容の決定並びに株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定は、取締役会から脱炭素化委員会に委任されたものとみなされています。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を設けております。当社は、当該定款に基づき、社外取締役及び社外監査役全員との間で、当該役員がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する旨の責任限定契約を締結しております。

⑤ その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

⑥ 記載内容についての社外役員の意見

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約について

当社は、当社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とした、役員賠償責任保険に加入しております。なお保険料は当社が全額負担しております。

当該契約は、被保険者が、その役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任に係る請求を受けることによって生ずる損害賠償金や争訟費用などを填補することとしております。ただし、職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該契約において、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等の免責事項の定めや、填補限度額（5 億円）の定めを設けております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額（消費税を含みません。）

区 分	金 額
会計監査人としての報酬等の額	5,027 千円

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。監査役は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備について

当社は、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）の整備について、次のとおり決議しております。

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 役員及び社員が事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先する体制の構築を目的として、取締役会決議によりコンプライアンス規程を定める。
 - ア. 当社は、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置し、各部署におけるコンプライアンス推進の体制を整備するとともに、コンプライアンスの実施状況について取締役会に定期的に報告する。
 - イ. 当社は、役員及び社員が遵守すべき法令及び社内ルールの具体的内容を明示したコンプライアンスマニュアルを整備し、当マニュアルの活用や研修等によりコンプライアンスの徹底を図る。
 - ウ. 当社は、法令又は社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほか社内外に相談・通報窓口を設け、その利用について役員及び社員に通知する。
- ② 当社は、暴力団等の反社会的勢力及び団体に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- ③ 当社は、内部監査に関する内部監査規程を定め、被監査部門から独立した内部監査部門により、実効性のある内部監査を実施する。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務執行に係るリスクの把握と管理を目的として、取締役会の決議により、リスク管理規程を定める。
- ② 当社は、リスク管理規程に基づき、リスクの低減と防止のための活動及び危機発生に備えた体制整備を行う。
- ③ 緊急事態が発生した場合には、社長を本部長とする緊急対策本部を速やかに設置し、危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行う。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、適切に経営管理を行う。
- ② 当社は、取締役会規程、職務権限規程その他の社内規程に基づいて業務運営を明文化し、業務を効率的に分担管理する。そうした体制の中で、重要度に応じて職務権限を委任できることとし、意思決定手続きの機動性向上を図る。また、当会社の設立目的の実現に向けて、年度毎及び中期の経営計画を策定し、その進捗状況进行评估することにより、業務の着実かつ効率的な推進を図る。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会規程、脱炭素化委員会運営規程、文書管理規程等に基づき、重要な会議の議事録その他の取締役の職務執行に係る情報を記録し、適切に保存・管理する。取締役及び監査役はいつでもこれらの保存された文書を閲覧できるものとする。

(5) 会社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、投資先企業等の企業価値を最大化する観点から、投資先企業等に対する適切な株主権等の行使を行う。

(6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役への報告に対する体制

監査役の取締役会、脱炭素化委員会その他の重要な会議への出席を確保し、監査役が取締役の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できる体制を確保する。

また、取締役及び使用人は、業務上の事故その他業務運営に影響を及ぼすと認められる重大な事項については速やかに監査役に報告を行うとともに、文書回付等の体制の運用を通じて、監査役へ適時適切な情報提供を実施する。

さらに、被監査部門から独立した内部監査部門による監査役に対する内部監査の実施状況の定期報告等により、監査役が内部監査部門と連携して効率的に監査を実施できる体制を確保する。

加えて、法令違反その他のコンプライアンスに関する事案についての社員相談・通報の内容を監査役に報告する体制を確保する。

② 監査役の職務を補助すべき職員に関する事項

ア. 監査役の求めに応じ、監査役監査規程に基づき、監査役補助者を配置し、監査役の指揮命令の下、監査業務を補助させる。

イ. 監査役補助者の人事等その独立性に関する事項は、監査役の意向を尊重する。

③ 監査役が実効的に行われることを確保するための体制

ア. 代表取締役社長と監査役は、定期的に会合をもち、経営方針を確認するとともに、当社が対処すべき課題、当社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うことにより相互認識と信頼関係を深め、監査役監査の実効性確保に努める。また、その他の取締役についても適宜、監査役との意見交換を行うものとする。

イ. 監査役の職務において生じる費用の支払又は必要に応じた前払については監査役監査規程において定め、監査役の職務執行の実効性を確保する。

本事業報告に記載の金額等は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。